

令和5年6月19日

学 務 課

## 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の理由

区立川南幼稚園を廃止するため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

別表中の川南幼稚園の名称及び位置を削除する。(第2条関係)

### 3 新旧対照表

裏面のとおり

### 4 施行日

令和5年10月1日

### 5 廃園後の跡地活用

#### (1) 川南小学校少人数教室として活用

川南小学校収容対策上、既存教室では教室数が不足する見込みであるため、令和6年4月より現在の少人数教室を普通教室として活用する必要があることから、新たな少人数教室として使用する。

#### (2) きっずクラブで活用

現行A登録のみを学校内で運営しているが、幼稚園跡地を活用し、B登録についても学校内クラブとして令和6年度より実施する。

※利活用に向けた改修経費は、令和6年4月の運用開始に向け、早期に改修を実施する必要があるため、既存の学校改修にかかる予算を流用して対応予定。  
また、新たな少人数教室については、タイムシェアにてきっずクラブでも活用する。

江東区立幼稚園設置条例 新旧対照表

現行	改正案																						
<p>本則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 南陽幼稚園</td> <td>同 東陽二丁目1番1 4号</td> </tr> <tr> <td>同 川南幼稚園</td> <td>同 千石二丁目9番1 <u>2号</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		同 南陽幼稚園	同 東陽二丁目1番1 4号	同 川南幼稚園	同 千石二丁目9番1 <u>2号</u>	(略)		<p>本則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 南陽幼稚園</td> <td>同 東陽二丁目1番1 4号</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">附 則</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">この条例は、令和5年10月1日から施行する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		同 南陽幼稚園	同 東陽二丁目1番1 4号	(略)		附 則		この条例は、令和5年10月1日から施行する。	
名称	位置																						
(略)																							
同 南陽幼稚園	同 東陽二丁目1番1 4号																						
同 川南幼稚園	同 千石二丁目9番1 <u>2号</u>																						
(略)																							
名称	位置																						
(略)																							
同 南陽幼稚園	同 東陽二丁目1番1 4号																						
(略)																							
附 則																							
この条例は、令和5年10月1日から施行する。																							